

玉村町あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会をめざす条例

(目的)

第1条 この条例は、あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会をめざすことに関し、その基本理念を定め、町及び町民等の責務等を明らかにすることにより、誰もが互いに個性を尊重し、人権侵害が生じることのない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会づくりの推進は、誰もが多様な個性を持つ存在であり、平穏な生活を営む権利を有するという考えのもと、人権問題を自らの問題として捉え、不当な差別を許さず、互いに人権を尊重し合うことを基本として行わなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため必要な施策に取り組み、あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会づくりを推進するものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会づくりについて理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において、その推進に努めるものとする。

2 町民は、この条例の目的を達成するため町が実施する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会づくりについて理解を深めるとともに、この条例の趣旨に則って事業活動を行い、その推進に努めるものとする。

2 事業者は、均等な雇用機会の確保に努めるとともに、採用、待遇、昇進、賃金その他の就業条件に関わることについて、不当な差別が行われないよう努めるものとする。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため町が実施する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めるものとする。

(禁止事項)

第6条 何人も、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデン

ティティ、出自、障がい、経歴、感染症等の疾病、その他の事由を理由とした不当な差別（インターネットを利用した誹謗中傷等の行為及びヘイトスピーチを含む。）をしてはならない。

2 何人も、この条例の目的を達成するため町が実施する施策を不当に妨げる行為をしてはならない。

（推進体制の充実）

第7条 町は、この条例の目的を達成するため必要な施策を効果的に推進するため、国、県、その他関係機関及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。